

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（UFJ銀行）

日 時 平成 14 年 12 月 26 日（木） 10:00～12:00

場 所 日本生命ビル 301 会議室

【ヒアリング項目】

- 1 タームシートの開示について<実施方針添付資料 10 関係>
- 2 事業者の資金調達<特定事業契約書（素案）第 5 条関係>
- 3 事業者による完成検査<特定事業契約書（素案）第 27 条関係>
- 4 業務不履行に関する手続き<特定事業契約書（素案）第 62 条関係>
- 5 サービス購入料について<特定事業契約書（素案）別紙 7 関係>
- 6 金利の改定について<特定事業契約書（素案）別紙 7 関係>
- 7 その他

【ヒアリング結果】

- 1 タームシートの開示について<実施方針添付資料 10 関係>

<UFJ 銀行>

- ・ 質問回答において、「平成 15 年度中に金融機関との直接協定の締結を予定しており、直接協定の協議を円滑に進めるため、融資に係るタームシート（融資契約に係る条件規定書）を御提示頂くことを想定しています」と県企業庁の回答を頂いておりますが、タームシートは事業者と金融機関との間の融資条件について定めたものであり、原則非開示にすべきと考えます。
- ・ 「契約（又は直接協定）の交渉において、融資条件を知る必要性が高い」という正当な理由があり、「タームシートの提示が必要である」という場合は、タームシートは行政文書には該当せず、神奈川県の情報公開条例においても、非開示になる旨を事前に表明して頂く必要があります。
- ・ 少なくとも、タームシートを無条件で提示することはできません。当行としては、タームシートの内容が広く一般に公表されることは望ましくないと考えています。

<県企業庁>

- ・ タームシートを提出して頂いた場合には、これも行政文書となりますので原則公開となります。ただし、第三者情報（県企業庁以外の第三者から提供を受けた情報）ということになりますので、公開・非公開の取扱いについて金融機関及び事業者に意見を聴くことができ、その意見を参考に公開・非公開を決定しますので、実際には非公開扱いにできると思います。
- ・ また、神奈川県の先行事例においては、タームシートは「提出」ではなく「提示」（拝見するのみ）に止めていますので、そもそも情報公開の対象にはなっていません。本件事業においても、恐らく同じようなかたちになると思います。

<UFJ 銀行>

- ・ 御提示するタームシートは、どのようなレベルのものでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 基本的には、融資契約の内容（条件）が全て盛り込まれているレベルのものと考え

ています。この中で融資契約における期限の利益の喪失事由等の融資条件を確認し、県企業庁と金融機関との間でどのような場合に連絡を取り合うか、どのような場合に協議を行うか等を直接協定に反映させていきたいと考えているところです。

- ・ また、直接協定のファーストドラフトは、金融機関に作成して頂きたいと考えています。(これまでの先事例でもそのようにしています。)それを頂いてから、県企業庁と金融機関との間で細かな交渉をしていくこととなります。

< U F J 銀行 >

- ・ 当行としては融資契約と直接協定は一体のものと考えており、実際には同時並行的に詰めていくものと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 融資契約と直接協定は同時並行的に詰めていく性質のものであると考えていますが、時間的な制約もあり、早めに直接協定の交渉に入りたいと思いますので、落札者決定後に速やかに S P C と金融機関の間で融資に関する協議を始めて頂きたいと考えています。また、直接協定の協議を円滑に進めるためにも、県企業庁が融資契約の内容(条件)を把握していることが必要と考えます。

< U F J 銀行 >

- ・ 御趣旨は理解できますが、具体的な基準金利やスプレッドの数字まで必要ですか。

< 県企業庁 >

- ・ そこまでは必要ないと思います。

< U F J 銀行 >

- ・ タームシートの「提示」というかたちにして頂ければ対応は可能と思います。
- ・ 特定事業契約書(素案)別紙 10 の出資者誓約書では、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを提出するようになっていますが、「提示」で宜しいのであれば、削除して頂きたいと思います。もし、必要であれば直接協定において予め非公開とする旨を規定して頂きたい。

< 県企業庁 >

- ・ 担保権設定契約書に関しては、内容確認の必要がありますので、提出して頂きたいと考えておりますが、融資契約書については再度検討します。

2 事業者の資金調達<特定事業契約書(素案)第5条関係>

< U F J 銀行 >

- ・ 財政上及び金融上の支援を適用されるよう、事業者は努力する旨が特定事業契約書(素案)上で規定されていますが、「事業者の努力により、かかる支援が適用される場合には、これを県企業庁が事業者に対して支払うサービス購入料の軽減に充当するべく、協議する」とも規定されています。本来、事業者の努力により財政上、金融上の支援が適用された場合は、事業者にその恩恵が還元されるべきだと考えます。サービス購入料の軽減を行うならば、財政上、金融上の支援が適用されるよう、県企業庁においても、事業者と同じく努力する旨を契約上で規定すべきではないでしょうか。
- ・ 資金調達が事業者リスクになっている限り、事業者がリスクを負って調達した場合

はそのリターンもリスクを取った者に還元されるのがリスク負担の原則であると思われます。

- ・ 日本政策投資銀行の無利子融資に関しては、そのメリットを事業者に還元する旨の県企業庁の考え方が示されていますが、低利子融資の場合はどうなりますでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、協議して取扱いを決めたいと思います。(当然ながら、県企業庁としては、なるべくサービス購入料を少なくしたいと考えますので。)

< U F J 銀行 >

- ・ 日本政策投資銀行の制度融資を受けるためには(原資が政府資金であることもあり)、事業者側もかなりの労力を要しますので、そういった事情も考慮して頂ければと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 協議となった場合も、必ずしもメリットを県企業庁が100%取ってしまうということにはならないと思います。(一定の割合で按分する等。)

< U F J 銀行 >

- ・ この場合の協議は、県企業庁と誰との協議になりますか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁と事業者との協議となります。

< U F J 銀行 >

- ・ 神奈川県の実行事例で、財政上・金融上の支援によって、提案後にサービス購入料が下がった事例はありますか。

< 県企業庁 >

- ・ 低利子融資が導入された場合でも、実際に下がった事例はありません。(制度的な制約があり無利子融資は適用されませんでした。)

< U F J 銀行 >

- ・ 市中銀行からの資金調達に関しては、提案後に事業者が有利な融資条件を獲得し、結果として金利コストが下がったとしても、そのメリットは事業者が享受できると思うのですが、日本政策投資銀行の場合はどうして協議になってしまうのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 市中銀行からの資金調達についてはそのとおりです。しかし、日本政策投資銀行の場合は(公的な資金を原資とした)制度融資ですので、協議というかたちを取っています。

< U F J 銀行 >

- ・ 県企業庁の働きかけによって制度融資を受けられた場合は、そうかもしれませんが、基本的に資金調達リスクは事業者負担となっていますので、やはりメリットは事業者が享受すべきではないでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 日本政策投資銀行の制度融資に関して言えば、本件事業に対しての「関心表明」を出してもらつつもりですので、県企業庁も一定の関与はします。

< U F J 銀行 >

- ・ 日本政策投資銀行から無利子融資のみならず低利子融資についても、事業者がメリットを享受すべきとの見解を示した場合はどうなりますでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁と日本政策投資銀行との話し合いの中で、そのような条件が提示されれば、それに従います。

3 事業者による完成検査< 特定事業契約書(素案)第27条関係 >

< U F J 銀行 >

- ・ 新設施設の完成検査における性能充足検査については、「関係者協議会における協議で定める方法により検査する」と特定事業契約書(素案)上で規定されておりますが、少なくとも新設施設等の設計に入る前の段階で、どのような検査方法で性能充足検査を行うのが決定し、県企業庁と事業者間において同意を得ておく必要があるものと思われます。
- ・ 金融機関としましても、施設の完工リスク、事業期間にわたる維持管理運営リスク等を見極める際に、予め検査方法が確定していることは必須であり、完成間近(融資実行後)になってから、検査方法が決定することはさけるべきと考えます。予め排除することが可能なリスクを残しておくことは、事業者、金融機関にとっても、また県企業庁にとっても望ましいものではないと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 新設施設が業務要求水準を満たすことが大原則ですので、そのことを確認するための一般的な確認項目を提示することはできると思います。ただし、具体的な検査方法となると、脱水機の特長や全体の運転計画等の提案内容によって異なってきてまいりますので、予め特定して提示することはできません。

< U F J 銀行 >

- ・ 最低限クリアすべき条件は、提示して頂けるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には業務要求水準がクリアすべき条件ということになりますので、脱水設備に関して言えば、脱水ケーキの含水率を35%以下にできる脱水能力を有することということになります。

< U F J 銀行 >

- ・ 検査方法も合わせて提案させるというのは、どうでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 提案には馴染まないと思います。
- ・ 完成検査の具体的な内容を協議事項としているのは、県企業庁が実施する完工確認との整合を図り、完工確認における検査方法と事業者が自主的に実施する完成検査の検査方法に齟齬や漏れが生じて二度手間になるようなことがないようにするためです。

< U F J 銀行 >

- ・ 従来事業での完成検査と大きくは変わらないと考えてよいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、大きな変更はないと思います。むしろ、P F I 事業がアウトプットに重点を置いている（あまり過程を問題にしていない）ことを考えると、検査項目は少なくなるのかもしれませんが。

< U F J 銀行 >

- ・ これまでの質問回答や意見交換会の様子では、汚泥のインプット条件等の技術的な項目に関して、県企業庁と事業者との考え方が食い違っているように見受けられるのですが、この辺は如何ですか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁が提示した条件について、いろいろな受け取られ方をしましたが、質問回答や意見交換会あるいは今回の事業者ヒアリングでのやり取りで、御理解頂けていると思います。

4 業務不履行に関する手続き < 特定事業契約書（素案）第 62 条関係 >

< U F J 銀行 >

- ・ 県企業庁による特定事業契約上の事業者の地位の第三者への譲渡、並びに事業者の株式の第三者への譲渡に関する規定に関する質問回答において、「...契約上の地位の譲渡は特定事業契約上の地位の譲渡を指し、特定事業契約とは別個の契約である融資契約に基づく金融機関に対する債務については、S P C と金融機関及び新たな事業者との別個の取り決めによるものと解される」との回答が出されておりますが、事業者の収入は本件事業による収入のみであり、についてはファイナンスの返済原資も本件事業に依拠しております。
- ・ 収入の拠り所となる特定事業契約上の地位を県企業庁の意向のみにより第三者に移すことは、金融機関にとっては承諾できかねる条項です。少なくとも県企業庁が第三者に事業者の特定事業契約上の地位の譲渡を行う場合は、事前に十分な期間を確保した上で金融機関に通知し双方で協議を行うことが重要です。また、第三者への地位の譲渡は金融機関の承諾を得てから行うこと等の条項を直接協定に明記する必要があります。
- ・ 上記の条項が規定されない場合、プロジェクトファイナンスとして金融機関の融資が供与できなくなる恐れもあるものと思料いたします。
- ・ また、「株式の譲渡については、事業者の法人格が変わるものではないため、金融機関の債務はそのまま存続するものと理解している」という回答も得ておりますが、プロジェクトファイナンスの場合、事業への介入（Step-in）等を目的として、事業者の株式に金融機関が質権を設定しています。よって、原則、事業者の株式は金融機関が担保として押さえており、「三者間（S P C、金融機関及び新たなスポンサー）の別個の取り決め」というよりも、県企業庁と金融機関との取り決めがまずあるべきであり、金融機関の応諾なくして「全株式を県企業庁が承認する第三者へ譲渡せしめる」ことは困難である旨、御理解下さい。
- ・ また、そもそも県企業庁による事業への介入（Step-in）を想定されているのは、

どのような考えに基づいているのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ まず、契約上の地位の譲渡及び株式の譲渡については、お話のとおり金融機関の承諾を頂くことが必要であると考えています。このようにどのような場合に県企業庁と金融機関は協議を行い、どのような場合に相手方の承諾が必要か等の事項については直接協定で詳細に定めることとなります。
- ・ 県企業庁にとっては、安定給水が最も重要なことです。排水処理施設の運転が止まってしまうと、浄水場本体も停止せざるを得なくなってしまうため、給水もストップしてしまいます。したがって、県企業庁としては、事業の安全性、継続性を最重要視しています。そこで県企業庁がS P Cの法人格を変えずに、実質的な運営主体を変えるというオプション及び契約上の地位を譲渡させるオプションを設けているのです。その一方で、このような状況にあっては、金融機関の事業への介入（Step-in）に大きな期待を寄せています。
- ・ ただ、金融機関との関係を特定事業契約書に盛り込んでしまうと当該契約書が三者契約になってしまうため、直接は規定していません。なお、金融機関による介入権（Step-in Right）の行使により契約上の地位を譲渡する場合や全株式を第三者に譲渡する際にも県企業庁の承諾が必要となります。

< U F J 銀行 >

- ・ そもそも、入札によって選定した相手をこのようなかたちで変えてしまうことには、法的な問題はないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 契約上の地位の譲渡について一定の条件のもとで認められています。（総務省に確認済みです。）ただし、流れとして一端金融機関に契約上の地位が譲渡され、その後実際に事業者譲渡されるというのは認められません。これは緊急性を理由に契約上の地位の譲渡を認めている以上、自ら業務を遂行することができない金融機関を譲渡相手とすることは認められないからです。（また、県企業庁が確認している総務省の見解は、あくまでも本県の考えたスキームを前提としているものですので、全てのP F I事業にこのことが当てはまるとは限りません。）

< U F J 銀行 >

- ・ S P C株式の譲渡にまで、県企業庁が関与する仕組みとしているのはなぜですか。

< 県企業庁 >

- ・ あくまでも公共事業ですから、反社会的な団体、個人が株主になることは避けたいという思いがあるためです。

< U F J 銀行 >

- ・ プロジェクトファイナンスでは、実際問題として株式譲渡にまで公共側の承認が必要となるような仕組みは、事業者側の目には厳しい条件として映りますので、金融機関による事業への介入（Step-in）の実現性が低くなるという面はあると思います。

したがって、株式の譲渡については、県企業庁と協議はするが金融機関に決定権があり、契約上の地位の譲渡については、特に問題がない限り、基本的には県企業庁に

より承認されるというような仕組みが良いと思うのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 株式の譲渡について、誰にどれくらい株式を譲渡するか等の決定権は当該株主又は当該株式に質権等の権利設定している金融機関であることは間違いありませんが、それらを行うに当たっては県企業庁の承諾が必要であるということです。ただし、県企業庁としても事業の継続性を重視していますので、協議にあたっては合理的な理由がない限り承諾しないものではありません。

< U F J 銀行 >

- ・ そういった場合に、直接は業務に携わらない投資家と出資を伴わない運営事業者といった組み合わせも認められるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 誰が出資するのかを知りたいという趣旨ですので、コンソーシアムの構成員以外からの出資でも構いません。ただし、コンソーシアムの構成員で S P C 株式の過半数を確保するという条件は、事業期間中、維持し続けて頂きます。

5 サービス購入料について < 特定事業契約書 (素案) 別紙 7 関係 >

< U F J 銀行 >

- ・ サービス購入料については、施設建設費部分、運営・維持管理のサービス料部分、脱水ケーキの業務費部分の3つに大きく分別されていますが、今回、特定事業契約書(素案)の別紙7 1(1)アにおいて、事業者の債務及び債権は一体不可分である旨が表明されています。
- ・ 一体不可分である理由として、「サービス購入料は、事業の全範囲にかかると理解され、事業者の責任により一体として提供されるサービスに対する支払である」ことが挙げられており、減額対象は ~ の全てが対象になるということは、既に質問回答等において明言されています。
- ・ しかしながら、本件事業は B T O 方式であり、施設完成後、施設の所有権は県企業庁に移行され、完成した施設を県企業庁は受領しています。少なくとも、施設建設費に対する支払義務は、県企業庁側にあると考えられ、施設が移転された時点で施設建設費相当額を事業期間にわたり支払うべきではないでしょうか。事業運営のペナルティにより削減されるべきではありません(B O T 方式であれば、考え方及びスキーム等が異なると思います)。
- ・ 金融機関がファイナンス供与の面から考えた場合、上記のような一体不可分の考えに基づくサービス購入料の減額スキームに対しては、ファイナンス供与が厳しい条件となります。
- ・ 、 のサービス購入料が各々独立し、削減対象となるスキームに変更することにより、コンソーシアム内のリスク分担が明確になるだけでなく、金融機関としてもリスク分析等を行い易くなり、結果として早期のファイナンス供与かつ経済性の優れた融資条件にすることができるものと考えられます。これは県企業庁にも相応のメリットがあるものと思われれます。

- ・ また、一体不可分の仕組みは、消費税等の税務面においても、結果的としてサービス購入料を引き上げる要因になるのではないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 御意見の趣旨は理解いたしました。なお、消費税等の税制度リスクは、県企業庁が負担します。

< U F J 銀行 >

- ・ B T Oでは建物等に物的担保が取れないので S P C が公共側に対して有している債権（サービス購入料を受け取る権利）に担保権を設定することが重要になりますが、本件事業に関しては、従来の「ハコモノ」事業と違い、運営部分のウェートが大きく、しかも単純な維持管理ではないこと、脱水ケーキの再生利用を含めたトータルでの施設運営が業務範囲となっているため、事業リスクが大きくなっていること、さらに、運営期間中のペナルティが割賦部分にまで及ぶ仕組みとなっていることから、単にサービス購入料請求債権に担保設定を行っただけでは、金融機関としてはリスクを判断できない内容となっています。

< 県企業庁 >

- ・ 運営期間中のペナルティが割賦部分に及ばない仕組みとした場合、金融機関に影響があるのは、事業破綻時のペナルティ（工事費相当分の 10%）だけになりますが、恐らく、金融機関としてはそのリスクを取れないため、工事費の 90%までしか融資しないのではないかと考えています。そうなると金融機関が負担するリスクが殆どないのではと思うのですが、そういった状況でも直接協定に基づいた介入権 (Step-in Right) の行使等により対応して頂けるのでしょうか。

< U F J 銀行 >

- ・ 事業破綻時のお話であれば、工事費 10% 相当のペナルティの他に、県企業庁から損害賠償される可能性もありますので、当然直接協定に基づいた対応は必要と考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 事業破綻時の損害賠償のリスクについては、金融機関が受け持つとは到底考えられません。恐らく、金融機関は県企業庁からの損害賠償に係るリスクについては、保険や株主保証等の方法でヘッジするはずですが、
- ・ 一体不可分の仕組みを取った場合、融資条件が厳しくなるのお話ですが、どのくらい厳しくなるのですか。

< U F J 銀行 >

- ・ 融資条件は総合的に判断するものですので、一体不可分の部分だけを取り出して、具体的な数字として、どのくらい条件が厳しくなるのかを申し上げることはできませんが、融資条件の検討に際しての主要項目の 1 つであることは間違いありませんので、大きな影響が出ると思います。
- ・ 一体不可分の仕組みでなかったとしても、このようなプロジェクトにおいて事業破綻等の事態に及んだ場合、融資金を回収して後のことは知りませんというような対応をする考えは、当行にはありません。直接協定に基づき事業を継続するために、でき

る限りの手立ては講じたいと考えています。

- ・ 一方、一体不可分の仕組みを取った場合、シンジケーションを組成しての融資がより難しくなり、組成に時間がかかるという面もあります。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁としても、貴行のようにしっかりとした考え方を持っていていただければ、運営期間中のペナルティが割賦部分にまで及んでしまうような仕組みは必要ないと考えています。しかし、残念ながら全ての金融機関が貴行のような考え方を持っているととは考えられません。県企業庁としては、何らかの原因で事業が破綻する可能性が出て来た場合、破綻する前に金融機関と協力しながら事業改善・建直しの方策を探りたいと考えており、御提案頂いたような金融機関が殆どリスクを取らず、事業が破綻しても債権が保全されているような状態では、全ての金融機関にその役割を果たして頂けるとは思えません。そのため、直接協定上の金融機関の役割を担保するために、このような仕組みとしているものです。これにより、提案時（金融機関の関心表明時）における計画段階でのチェックだけでなく、運営期間中においても事業の状況を積極的にチェックして頂けるのではないかと期待しているところです。
- ・ また、内容を細かく見て頂ければ理解して頂けると思いますが、ペナルティに関しても、けして厳しいものにはなっていないと思います。県企業庁としては、ペナルティはあくまでも抑止力として考えていますので、ペナルティ条項に該当するような事態に陥ってしまえば、当然ペナルティが課されますが、しっかりと運営さえして頂ければ、そのような事態に陥る可能性は低いと思います。

< U F J 銀行 >

- ・ 本件事業のような排水処理施設の P F I 事業は、日本では初めてですし、海外の事例もそれほど多くないというのが現状ですので、経験値がないという意味でのリスクもあります。したがって、どうしてもその分のプレミアムが上乘せされることになってしまいます。そういう意味でも（一体不可分は）若干無理のある仕組みではないでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁としては、事業の安全性を重要視しています。そのために、金融機関にも運営面に関心を持って頂き、県企業庁と一種の運命共同体として事業に関わって頂きたいと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 金融機関は事業全体のリスクをどのように判断するのですか。特に脱水ケーキの再生利用に関しては、事業者からかなりリスクな部分であるとの意見も頂いているのですが。

< U F J 銀行 >

- ・ 当行としても、再生利用リスクは見え難いところですので、再生利用業務費の提案単価を 10 年固定とすることは、かなり厳しい条件であり、事業者としても金融機関としてもリスクを取りきれないと思います。

6 金利の改定について<特定事業契約書(素案)別紙7関係>

<UFJ銀行>

- ・ 初回の金利期間(運営開始~5年目)については基準日が融資契約日となっておりますが、融資契約は、施設建設前の段階で締結される可能性が高く、その場合はフォワードスワップを実行することになるかと思われます。つまり、実際のスワップレートは5年よりも長期になります。(本件事業の場合、平成15年12月頃に締結する可能性があり、その場合、実際は約7年半になります)
- ・ よって、基準金利に差異が生じ、その分のリスクは事業者が被ることになるため、実務にあった期間設定(例えば7年)を行う必要があるものと考えます。

<県企業庁>

- ・ 初回の金利基準日については検討しています。
- ・ 実務にあった7年の期間設定ということは、7年もののレートを採用するという意味ですか。

<UFJ銀行>

- ・ 5年もののレートを採用するよりは7年ものを採用した方がより差異が少ないということです。実際は資金の引出しを行わない期間及び返済による元本減少分による差異が出てしまいます。
- ・ PFI事業の場合、事業者がかなりギリギリのかたちでキャッシュフローを回してきますので、実際の調達レートと基準金利の差異の影響も決して小さくありません。
- ・ また、サービス購入料の算定の際は、LIBORを基準金利に採用するとありますが、現在、国内の主要金融機関はTIBORベースで基準金利を設定しています。TIBORはジャパンプレミアムが上乘せされている分、LIBORよりも高く設定されていますので、現行の仕組みですと、その差額が1つのリスクとなります。

<県企業庁>

- ・ どのような仕組みとするのが一番良いのでしょうか。

<UFJ銀行>

- ・ 初回の基準金利の基準日を、施設完工時に合わせるのがベストであると思います。また、融資契約日に基準日を設定する場合には、完工時までの金利変動リスクを軽減する何らかの工夫が必要となります。(7年もののレート採用がその一例です。)

<県企業庁>

- ・ 県企業庁としては、建設期間中の資金調達の実態がよく分からないということもあり、どのようなスキームにするのが良いのか検討しているところです。
- ・ TIBORかLIBORかについては、内部でも議論があるところなのですが、今回の事業がWTO案件であることから、海外からの参加も受け入れるという姿勢を示す意味でLIBORを採用しているものです。TIBORとのギャップについては、スプレッドに含めて提案して頂ければと思います。

7 その他

< U F J 銀行 >

- ・ 現行の仕組みでは、維持管理・運営期間中の不可抗力による損害等の事業者負担額には(負担割合は100分の1という定めがあるものの)上限が設定されていませんが、これを見直す御予定はありますか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業者からも御意見がありますので、検討します。

< U F J 銀行 >

- ・ S P C が付保しなければならない保険については、御提示頂けるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に公表します。(付保を必須条件とする保険もあります。)

< U F J 銀行 >

- ・ 施設本体には保険を付保されますか。

< 県企業庁 >

- ・ 施設本体には保険を付保しません。(県企業庁内部のルールに基づく判断です。)

< U F J 銀行 >

- ・ 事業者側に施設に対する保険の付保を求めることはありますか。

< 県企業庁 >

- ・ 施設は県企業庁が所有しますので、そのような要求をする考えはありません。